

草津市公報

発行日 令和2年2月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 3 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

草津市議会臨時会の招集について(総務課) 1
 草津市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(介護保険課) 1
 草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱(幼児施設課) 1
 指定管理者の指定の取り消しについて(交通政策課) 4
 市長による管理について(交通政策課) 4
 公示送達について(納税課) 4
 自動車臨時運行許可番号標の失効について(市民課) 5
 公金の収納および徴収事務の委託の廃止について(交通政策課) 5

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 5
 道路の指定について(建築課) 6

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について 8

◎ 監査委員告示

定期監査の報告について 9

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について(上下水道総務課) 10
 草津市指定下水道工事店の営業所所在地の異動について(上下水道総務課) 10

告 示

草津市告示第5号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年1月16日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和2年1月24日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

(1) 契約の締結につき議決を求めることについて

(令和2年1月16日揭示済み)

草津市告示第6号

草津市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年1月24日

草津市長 橋川 渉

草津市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱(平成27年草津市告示第224号)の一部を次のように改正する。

別表中「427万円」を「4,480千円」に、「567万円」を「5,940千円」に、「3,200万円」を「33,600千円」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

(令和2年1月24日揭示済み)

草津市告示第7号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱を次

のとおり制定する。

令和2年1月27日

草津市長 橋川 渉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱(目的)

第1条 保育所等における保育士の確保が困難となっている状況に鑑み、保育所等において保育補助者を雇い上げるのに要する経費の一部を補助することにより、保育士の業務の負担を軽減し、その離職防止を図るとともに、当該保育補助者が保育士資格を取得するのを促すことにより新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的として、予算の範囲内で草津市保育補助者雇上強化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における保育所等とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(同法第17条第1項の規定により認可を受けた施設に限る。))および児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同法第34条の15第2項の規定により認可を受けた事業に限る。)を実施する施設であって、草津市内に所在する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象は、保育所等を経営する者であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「事業実施者」という。)とする。

- (1) 新たに保育補助者の雇上げを行い、または補助金の交付を受けて新たに雇い上げた保育補助者を引き続き雇用しているもの
- (2) 補助金の交付の対象となる保育補助者に対して、保育士資格の取得を促しているもの

(補助対象となる保育補助者の要件)

第4条 補助対象となる保育補助者は、事業実施者に雇用され、保育所等に勤務する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育士資格を有していない者
- (2) 原則として勤務時間が週30時間以下である者
- (3) 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者
または保育に関する40時間以上の実習（市長が認める内容のものに限る。）を受けた者またはこれと同等の知識および技能を有すると市長が認める者

（補助対象経費および補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費および補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、当該経費について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の施策により、その経費が交付される場合には、交付の対象としない。

（交付申請書の添付書類等）

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市保育補助者雇上強化事業実施計画書（別記様式第1号）
- (2) 草津市保育補助者雇上強化事業所要額調書（別記様式第2号）
- (3) 歳入歳出予算書または見込書の抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実績報告書の添付書類等）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は翌年度4月1日までとする。

- (1) 草津市保育補助者雇上強化事業実施報告書（別記様式第3号）
- (2) 草津市保育補助者雇上強化事業精算額調書（別紙様式第4号）
- (3) 歳入歳出決算書または見込書の抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、事業実施者等から報告を求めることができる。

（関係書類の保存）

第8条 事業実施者は、本要綱に基づき作成または受領した書類について、作成または受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額
(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額2,258,000円とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。
(2) 需用費、役員費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額2,258,000円（ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。

別記
様式第1号(第6条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業実施計画書
年月日

施設名

1. 本事業に係る保育補助者の業務および本事業により軽減される保育士等の業務の内容

[Blank box for content]

2. 保育士の雇用管理及び勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組む内容
(保育補助者の配置を除く。)

[Blank box for content]

3. 保育補助者に対して保育士資格の取得を促している状況(資格取得のための学習状況、受験状況など)

[Blank box for content]

様式第2号(第6条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業実施計画書

年月日

保育補助者の業務	軽減される業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務

保育補助者の業務	軽減される業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務

実施年度	実施内容				実施状況	備考
	実施回数	実施期間	実施場所	実施人数		

実施内容	
------	--

実施年度	実施回数	実施期間	実施場所	実施人数	備考

様式第3号(第7条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業実施報告書
年月日

施設名

1. 本事業に係る保育補助者の業務および本事業により軽減された保育士等の業務の内容

[Blank box for content]

2. 保育士の雇用管理及び勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組んだ内容
(保育補助者の配置を除く。)

[Blank box for content]

3. 保育補助者に対して保育士資格の取得を促している状況(資格取得のための学習状況、受験状況など)

[Blank box for content]

様式第4号(第7条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業実施報告書

年月日

1. 保育補助者の業務

保育補助者の業務	軽減される業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務

保育補助者の業務	軽減される業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務
保育補助業務	保育士業務

2. 実施内容

実施年度	実施内容				実施状況	備考
	実施回数	実施期間	実施場所	実施人数		

実施内容	
------	--

実施年度	実施回数	実施期間	実施場所	実施人数	備考

(令和2年1月27日揭示済み)

草津市告示第8号

指定管理者の指定の取り消しについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、次の指定管理者の指定を取り消したので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年1月29日

草津市長 橋川 渉

(1) 公の施設

名称 草津市立草津駅前地下駐車場
所在地 草津市洪川一丁目、大路一丁目、西洪川一丁目および西大路町

(2) 指定管理者

名称 一般社団法人 日本駐車場工学研究会
住所 東京都港区西新橋二丁目8番1号
代表者名 代表理事 一瀬 哲雄

(3) 指定取消日

令和2年1月31日

(令和2年1月29日揭示済み)

草津市告示第9号

市長による管理について

次の公の施設について、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第15条第1項の規定により、管理業務の全部を自ら行うこととするので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和2年1月29日

草津市長 橋川 渉

(1) 公の施設

名称 草津市立草津駅前地下駐車場
所在地 草津市洪川一丁目、大路一丁目、西洪川一丁目および西大路町

(2) 市長による管理を開始する日

令和2年2月1日

(令和2年1月29日揭示済み)

草津市告示第10号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月31日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 5件
(2) 国民健康保険税督促状 48件
(3) 差押調書（謄本） 5件
(4) 配当計算書（謄本） 9件
(5) 参加差押解除通知書 2件
(6) 市県民税特別徴収督促状 1件

計70件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年2月7日に送達があったものとみなす。

Table with columns for name (氏名) and address (住所). It lists numerous individuals and their corresponding addresses for tax collection purposes.

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大萱七丁目22番6号 エルシャトー107 川勝 禎友	草津市矢橋町字東浦1872番9	202.90㎡	令和2.1.27	1443

(令和2年1月27日掲示済み)

公 告

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項および草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則第22号）第10条第3項の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和2年1月22日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長メートル	幅員メートル
区画道路	令和2年 1月22日	草津市南笠町	2876.1m	6.0m
6-12号線		字木ノ下		9.0m
6-13号線		617番2、		10.0m
6-14号線		621番、		12.0m
6-15号線		623番、		
6-16号線		624番、		
6-17号線		625番、		
6-18号線		626番、		
6-47号線		628番、		
6-48号線		637番2、		
6-54号線		637番3、		
6-60号線		637番4、		
6-61号線		637番5、		
9-1号線の一部		637番6、		
9-2号線		637番7、		
9-3号線		637番8、		
10-1号線の一部	649番、			
	650番の各一部			

指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長メートル	幅員メートル
12-1号線の一部 12-2号線の一部		字大日 651番、 652番、 654番、 658、658番1の各一部 字黒土 718番1、 720番1、 721番、 722番、 723番、 725番、 731番1、 731番2、 731番3、 731番4、 731番5、 731番6、 731番7の各一部 字大挟 732番1、 732番2、 734番、 735番、 736番、 737番、 738番、 739番1、 739番2、 739番3、 739番4、		

指定に係る 道路の種類	指定の 年月日	指定道路の 位置	延 長 メートル	幅 員 メートル	指定に係る 道路の種類	指定の 年月日	指定道路の 位置	延 長 メートル	幅 員 メートル
		739番5、 739番6、 739番7、 740番2、 740番3、 740番4、 740番5、 741番1、 741番2、 742番1、 742番2、 742番3、 742番4、 743番1、 743番3、 743番4、 743番6、 743番7、 743番8の 各一部 745番1の 全部 字中堂 746番1、 747番、 748番、 749番、 750番、 751番、 752番、 753番1、 753番2、 754番1、 754番2、 754番3、 754番5、 755番、 756番、 757番1、 757番3、 757番4、 757番5、 757番6、 757番7、 757番8、 757番9、 757番10、 760番1、					760番2、 760番3、 763番1、 763番3、 763番5、 763番9、 764番1、 764番2、 764番3、 764番4、 764番5、 764番6、 764番7、 764番8、 767番1、 767番2、 767番3、 767番4、 768番2、 768番3、 768番4、 768番5、 770番1、 770番2、 770番3、 771番1、 774番1、 774番4、 774番5、 774番6の 各一部 字笠堂1217 番1の一部 野路町 字榊差1257 番2、 1258番1、 1258番2、 1258番4、 1258番5、 1258番6、 1259番2、 1259番3、 1259番8、 1260番1、 1260番2、 1260番4、 1260番5、		

指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長メートル	幅員メートル
		1260番6、 1260番7、 1275番1、 1275番2、 1275番5、 1276番1、 1276番2、 1277番1、 1277番2、 1277番3、 1277番4、 1278番1、 1278番2、 1278番3、 1279番、 1280番1、 1280番2、 1281番1、 1281番4、 1281番5、 1282番1、 1282番2、 1282番3、 1282番4、 1282番5、 1283番1、 1283番2、 1283番3、 1284番1、 1286番2、 1286番4、 1286番5、 1302番1、 1302番3、 1302番4、 1303番1、 1303番2、 1303番3、 1305番、 1306番1、 1306番2、 1307番、 1308番の各一部 1258番3、 1259番4、 1260番3、 1275番4、		

指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長メートル	幅員メートル
		1276番3の各全部		

(令和2年1月22日掲示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第1号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年1月31日

草津市農業委員会

会長 本間道明

- 1 期 日 令和2年2月10日(月)午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和2年1月31日掲示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和2年1月31日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
健康福祉部	健康福祉政策課 地域保健課 介護保険課 障害福祉課
子ども未来部	発達支援センター
都市計画部	交通政策課

(2) 監査の時期 令和元年9月26日から令和元年11月27日まで

(3) 監査の範囲および方法

所管事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から、主として平成30年度分について重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および、内部統制の体制の整備や運用状況について確認し、個別の監査計画に基づく着眼点及び方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：健康福祉政策課

重点項目
・社会福祉事業振興費 ・健幸都市づくり推進費 ・準公金の取扱いについて
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：地域保健課

重点項目
・総合相談事業費 ・認知症総合支援事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：介護保険課

重点項目
・介護認定費 ・居宅介護福祉用具購入費 ・介護予防福祉用具購入費
意見・指摘事項
①草津市介護保険条例施行規則様式第20号の2中、福祉用具貸与・購入状況の項目について、制度改正に伴い追加・変更されている品目等があるので、当該様式を改正されたい。

●監査対象：障害福祉課

重点項目
・援護施設費のうち就労継続支援費 ・地域活動支援センター費のうち障害者福祉センター管理運営費
意見・指摘事項
①障害者福祉センター指定管理業務における以下の項目について ・事業報告書の記載内容は、仕様書で示している業務内容順にわかりやすく整理し報告するよう、受注者に対して指導されたい。 ・指定管理料で購入された備品の帰属先が不明確であるので、仕様書の見直しを検討されたい。

●監査対象：発達支援センター

重点項目
・障害児対策費 ・湖の子園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：交通政策課

重点項目
・自転車駐車場管理運営費 ・南草津駅自転車自動車駐車場管理運営費
意見・指摘事項
①各駐車場の定期使用料の還付について、利用者からの申し出による解約に基づく還付を認めるのであれば、それぞれの条例施行規則で具体的に定めることを検討されたい。

(令和2年1月31日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第1号

草津市給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年2月1日

草津市長 橋川 渉

1 届出のあった指定給水装置工事事業者

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1287	株式会社 かじ宗設備	植西 充	甲賀市信楽町柞原 244番地	0748-82-3367

2 指定有効期間

令和2年2月1日から令和7年1月31日まで

(令和2年2月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第2号

草津市指定下水道工事店の営業所所在地の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所所在地の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第4号の規定により告示する。

令和2年2月1日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 275 有限会社ウシヤマ設備

	新	旧	異動年月日
営業所所在地	近江八幡市 安土町上豊浦 663番地1	近江八幡市 安土町下豊浦 7940番地1	平成31年 4月5日

(令和2年2月1日揭示済み)

